

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	5	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	新築住宅に対する税額の減額措置（3年間2分の1控除等）の2年延長	
見直し内容 (概要)	<p>本特例措置の適用期限を2年延長することを要望していたが、取りやめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>新築住宅又は新築中高層耐火建築物である住宅で、一定の要件を満たすものについては、当該住宅に対して課する固定資産税を新築住宅は3年間、中高層耐火建築物である新築住宅は5年間、1/2に減額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の内容 <p>本特例措置の適用期限（平成22年3月31日）を2年延長すること。</p>	
関係条文	<p>地法附則第15条の6第1項、第2項、地法施行令附則第12条第1項～第6項</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>景気悪化等の影響を受けて住宅建築戸数は増加していないこと等を踏まえ、木材需要の拡大の目的に照らし有効性の高い税制特例措置のあり方を今後検討することとする。</p>	
増収見込額	39,774（単位：百万円）	